

2008年
3月1日

弁護士紹介センターに 新しいメニューが登場しました。



2007年度弁護士紹介センター担当副会長 須田 徹 (33期)



東京弁護士会弁護士紹介センター
TEL. 03-3581-7716

本年3月1日より「弁護士紹介センター」(以下「紹介センター」という)に、後記のとおり、4つの新メニューが加わった。

当会では、昨年4月、紹介センターを開設し、事業者等向け部門と一般市民等向け特定分野についての弁護士紹介制度を立ち上げた。

事業者等向け部門は、企業や自治体等を対象として、特定の部門(メニュー)を用意し、その部門について経験のある弁護士を紹介するものである。継続的なプロジェクトや紛争予防体制の構築などの場面で、企業や自治体等の法的ニーズに応えるべく、開設時に行政法務部門、公益通報部門、セクハラ防止部門、労働法務部門、独禁法部門の5部門が設置された。その1部門である行政法務部門は、未徴収債権問題に取り組んでいる江戸川区等の自治体からの要請を受け、債権管理に関する職員研修、債権管理マニュアルの策定、職員向けメール相談等を行ってきた実績がある。

一般市民等向け特定分野は、一般市民や企業、団体等を対象として、特定の法分野について経験のある弁護士を紹介するものである。開設時に投資・投機的

取引分野(消費者限定)、建築紛争分野、税務訴訟分野の3分野が設置された。

本弁護士紹介制度は、弁護士会が、国、自治体、企業、一般市民等からの求めに応じて、特定の部門・分野について経験のある弁護士を紹介するもので、依頼者サイドに立った画期的なものと言ってよい。これまでのところ、弁護士紹介の申込件数は71件であり(2008年2月末日現在。紹介センター開設時に法律相談センターから移管された顧問弁護士の推薦・紹介及び外部への法律相談員の推薦・紹介の案件を含む)、多いとは言えない数値となっているが、今後、メニューを増やし、広報・宣伝を積極的に行なうことにより飛躍的に増大するものと期待される。利用者の増大は弁護士業務の拡充にもつながる。

今般、新たに

- ① 多重債務防止教育部門
- ② 知的財産・ライセンス契約分野
- ③ インターネット法分野
- ④ 高齢者財産管理分野

の1部門、3分野を新設した。①は多重債務者の発生を防止するために法教育の実施が不可欠であることが認識されてきたことを受けて新設するものであり、②ないし④は情報化社会、高齢化社会が急速に進展する中、市民や企業等からのニーズが大幅に拡大していることを受けて新設するものである。これら新メニューの創設により紹介センターの「商品価値」は大いに高まったのではないだろうか。

2007年度理事者は、紹介センターの認知度を高めるとともに新設メニューの内容を広く市民や事業者の方々に知っていただくため、新聞広告やパナー広告等を実施した。本年度理事者においても、積極的に広告・宣伝活動を展開するとともに、更にメニューを増やす等して、利用者の増大を図っていただきたいと考える。